千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

| 名 | | 称 | | 有限会社第一福祉マネジメント | | | | | |
|-----|----|----|------|-----------------|----------------|--|--|--|--|
| 所 | 在 | 地 | | 千葉県松戸市小金原4-29-9 | | | | | |
| 評価等 | 実施 | 期間 | 令和元年 | 8月 | 1日~令和2年 2月 29日 | | | | |

2 受審事業者情報

(1)基本情報

| 名 | 称 | | あい・あい保育園 ユーカリが丘園 | | | | | | | |
|------------|------|--------------|-------------------------|--------------|---------|--------------|--|--|--|--|
| (フリ | ガナ) | | アイ・アイホイクエン ユーカリガオカエン | | | | | | | |
| 所在 | E 地 | | 〒 285-0854 | | | | | | | |
| P) 1_ | T 16 | | 千葉県佐倉市市上座700番地 | | | | | | | |
| 交通 | 手段 | | 京成本線ユーカリが丘駅より徒歩10分 | | | | | | | |
| 電 | 話 | 043-308-4304 | | | FAX | 043-308-4390 | | | | |
| ホーム | ページ | | http://globalbridge.biz | | | | | | | |
| 経営 | 法人 | | 株式会社 globalbridge | | | | | | | |
| 開設的 | 年月日 | | 2016年2月1日 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 併設しているサービス | | | 31 | Œ Ę (| 呆育事業(19 | 9時まで) | | | | |

(2) サービス内容

| 対象地域 | 千葉県佐倉市 | | | | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|-----------|------|-----|------|----------|-------|------|--|--|
| | O歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | | 合計 | | |
| 定員 | 6 | 10 | 11 | 11 | 11 | | 11 | 60 | | |
| 敷地面積 | 920.76m² | | 保育面積 | | | 426.27m² | | | | |
| 保育内容 | O歳児侶 | 育 〇 | 障害児優 | 呆育 | 延長保育 | | 0 | 夜間保育 | | |
| 体自约台 | 休日保 | 休日保育 病後児児 | | | 一時保育 | | 子育て支援 | | | |
| 健康管理 | 嘱託医による内科検診(年2回)、歯科検診(年1回)、身体測定(毎月1回) | | | | | | | | | |
| 食事 | 業者委託献立による自園調理 | | | | | | | | | |
| 利用時間 | 平日:7:00~19:00 土曜日:7:00~18:00 | | | | | | | | | |
| 休 日 | 日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日) | | | | | | | | | |
| 地域との交流 | 地域小学校の参加との接続連携 | | | | | | | | | |
| 保護者会活動 | | なし | | | | | | | | |

(3) 職員(スタッフ) 体制

| 77 1407 (7.72 2.77 11 163 | | | | | | | |
|---------------------------|------|---------|---------|---------|--|--|--|
| 職員 | 常勤職員 | 非常勤、その他 | 合 計 | 備考 | | | |
| 中 明 只 | 14 | 10 | 24 | (施設長 1) | | | |
| | 保育士 | 看護師 | 栄養士 | | | | |
| | 19 | 1 | 0 | | | | |
| | 保健師 | 調理師 | その他専門職員 | | | | |
| ! 専門職員数 | 0 | 3 | 1 | | | | |
| 号 J 哪貝奴 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(4) サービス利用のための情報

| 利用申込方法 | 佐倉市健康子ども部子育て支援課 | | | | |
|-------------|----------------------------|---------------|--|--|--|
| 申請窓口開設時間 | | 平日 9:00~16:00 | | | |
| 申請時注意事項 | 『佐倉市保育所等利用のご案内』による | | | | |
| サービス決定までの時間 | 4月入園(2次含む)3週間・ 5月~3月入園 2週間 | | | | |
| 入所相談 | 施設見学を実施(電話申し込みにて随時) | | | | |
| 利用代金 | 佐倉市の規定に準ずる | | | | |
| 食事代金 | 佐倉市の規定に準ずる | | | | |
| 苦情対応 | 窓口設置 | あり | | | |
| | 第三者委員の設置 | あり | | | |

| サービス方針(理念・基本方針) | 『夢に向かって成長し続けよう』の経営理念のもと、『一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること』を保育理念とし、子ども達を『未来の力』と位置づけ、子ども達が将来、社会に貢献し、活躍できる存在となるために『人間関係の向上/社会力の育成』『精神衛生の向上/養護力の育成』『身体機能の向上/人間力の育成』を保育目標として取り組んでいます。そして、『子ども達が現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う』笑顔と元気の溢れた園を創造していきます。 |
|-----------------|---|
| 特 徴 | 子どもたちは様々な経験を基に、環境に働きかけ、様々な環境との相互作用により発達していきます。あい・あい保育園では子どもの育ちゆく課程の全体を大切に保育をしています。少人数制保育で子どもたち一人ひとりに寄り添いながら、就学前プログラム・英語レッスン・食育プログラム・運動プログラムにも取り組んでいます。また四季折々の自然に触れたり、行事、様々な遊びや日々の生活を通しての学びを大切にし、物ごとや人への興味・関心・意欲・態度などを育み、子どもが主体的に過ごせるような保育を目指しています。 |
| 利用(希望)者 へのPR | 「もう一つの家」をコンセプトに、シンプルなデザインと落ち着いた家庭的な雰囲気の中、子どもたちに様々な体験を通しての学びの場を提供していきます。子どもたちが「未来の力を」育むために、根っことなる大切な時期を専門性の高い保育士が全力で支援します。あい・あい保育園独自のPAL(就学前能動学習プログラム)やFAINE(食育プログラム)などを保育内容に組み込みながら、子どもの主体的な姿を引き出せるよう個々を尊重した保育を行っています。またIT技術を取り込みながら、保護者の負担を軽減するようなサービスも多く提供させて頂いております。 |

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

子どもが健やかに成長できる環境と支援

子ども達を「未来のカ」と位置づけ、将来社会に貢献し活躍できる存在となる様、保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」を掲げている。保育目標としては、「人間関係の向上/社会力の育成」「精神衛生の向上/養護力の育成」「身体機能の向上/人間力の育成」が養われる保育の展開が目指されている。子どもたちが「もう一つの家」として安心して過ごせる生活環境の設定、子どもの興味・関心に応える遊具・玩具・教材などの充実や教育機会の提供に取り組むほか、保護者と保育者二つの愛(園の名前の由来となっている「あい・あい」)を受け日々笑顔でのびのび過ごし、豊かで楽しい経験の元、健やかに成長できる支援が行われている。園の取り組みに対し、保護者の理解も得られており、利用者調査の総合的な満足度では非常に良い結果となっている。

人材育成のための研修制度

経営理念として「夢に向かって成長しつづけよう」を掲げ、管理者として相応しい考え方のもと行動できるように施設長を対象とした目標会議があるほか、一般職員に対してはカンファレンスを行って目標を共有できるように取り組んでいる。また、知識や技術等の専門性の向上に向けては海外視察研修があるほか、PIQ選抜メンバーが、習得した専門性を各施設で伝達することで、グループ園全体の質の向上が図られている。個人別の人材育成にむけたキャリアアップ研修や階層別研修などのほかに、新任の保育士に対して教育担当者による10N1(定期ミーティング)も用意されており、職員一人ひとりが夢の実現に向けて成長することに取り組んでいる。職員からも、保育理念で掲げる「子どもたちが生まれながらに持っている素晴らしいカ」を引き出すための更なる取り組みへの意見が多数みられたことから、専門職としての意識の高さと、職員のチームワークの良さ、積極的な組織風土がうかがえた。

少人数制を活かしたきめ細やかな保育

子どもの在籍数が少人数であることを最大限に活かし、全職員で全員の子どもを見守る事の出来る体制となっている。担任ではない子どもの様子についても、日々の申し送りや昼礼を通じて、情報共有ができるようになっているほか、カンファレンスを行って全職員で保育の方針や対応を検討している。子ども一人ひとりの気持ちに寄り添ったきめ細やかな保育が展開されていることで、子どもたちも、どの職員に対しても親しみと安心感を持っており、のびのびと自己を表現しながら、成長できる環境となっている。年1回以上実施する個人面談を通じて、保護者からの相談に応じるとともに、子どもの成長過程を記録した、独自の「AIAIレポート」を年2回、個人別に作成することで、家庭生活との連続性に配慮したきめ細やかな保育が目指されている。

アクティブラーニングの取り組み

子ども達が遊びや生活を通しての学びを経験できるよう、身体機能の向上及び人間力の育成を 達成するための運動プログラムとして『なないろキッズ体操』を実施しているほか、専門講師による 英語との触れあいの時間も日常の保育に取り入れている。また、就学前能動的学習の取り組みと して、楽しみながら学べる教材を用意して、数量や図形・標識・文字などへの関心・感覚を身につ ける取り組みを行っている。子どもの成長・発達に合わせて、幼少期からの経験・体験を充実させ ることで、「生きる力と考える力」の基礎を培うことが出来るように力を入れて取り組んでいる。

長い時間を快適に過ごせる環境

子ども達にとっての「もう一つの家」をコンセプトして掲げ、家庭的な雰囲気を大切にした環境作りがなされている。各部屋には、冷暖房及び空気清浄機、加湿器が設置され、年齢に応じて遊びこめる遊具や集中して取り組む時間を設けて自分で選んだ遊びが継続してできるように環境設定を行っている。長時間にわたる保育に対しては、水分補給を十分に行うとともに、低年齢児や体調・疲労の度合いなど、必要に応じてマットを用意することで、子どもが安心・安定して過ごせる環境づくりをしている。また、利用する子どもの興味や関心に応じた玩具や絵本を用意することで、長時間の利用でも子どもが飽きることなく過ごせる配慮がなされている。担当する保育士は、シフト制により全職員が関わる体制になっているほか、日頃から、全職員がすべての園児の情報を共有していることで、延長保育においても、個々の状態にあわせた保育の提供が可能な体制となっている。

さらに取り組みが望まれるところ

理念の実現に向けた職員の意識の統一

職員の理念や方針への理解を深めるために、定期的に理念に関する研修を実施しており、小グループでの話し合いを通じて、理念を具体的な行動として実際の保育に活かす取り組みを行っている。しかしながら、理念や方針の理解に関して、全体には浸透しきれていない様子がうかがえる意見も挙がる結果となった。子どもの健やかな成長を願う組織の目的を達成していく上では、理念や方針の周知は不可欠な要素であり、豊富な研修制度を活かして、職員の意識の統一や理念や方針の浸透に向けた、更なる取り組みが期待される。

地域への貢献と連携

法人として、地域や社会の抱える課題に対しても組織として向き合うことを使命として掲げており、 職員の専門性や創意工夫により、地域の子育て家庭への支援を行っていくことを、園のしおりの 冒頭に明示している。また、日常的なお散歩や、地域の民生委員との連携、近隣小学校との連携 を通じて、地域との交流を図っているものの、地域との交流や貢献は、限定的になっている状況で ある。住民同士の繋がりの希薄化や、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱える保護者の 増加など、近年の社会的問題にも対応しうる、子育て相談の実施など、事業所の専門性を活かし た、地域貢献・地域連携に向けた更なる取り組みが待たれるところである。

保護者との信頼関係構築と連携強化

法人の方針として、保護者との信頼関係の構築と家庭との協働を掲げ、保護者と保育者二つの愛に包まれ、子どもが笑顔でのびのびと成長できる環境の構築に取り組んでいる。毎日更新されるブログには、子ども達の様子、給食の献立等が写真と共にアップされ、一日の様子をわかりやすく保護者に伝えられるよう努めている。また、保育参観や個人面談を実施するほか、子ども一人ひとりの目標に対する育ちを記録した「AIAIレポート」を作成し提供することで、子どもの成長を保護者と共有し、信頼関係の構築にも取り組んでいる。しかしながら、利用者調査の「保育園が独自に保護者の意見や要望を聞く機会を設けていますか?」の設問では、「いいえ」・「どちらでもない」と回答した保護者が、36.9%となっており、「お子さんに関する悩みや不安について、担任や主任・園長に相談しやすいか?」の設問においても、15%の保護者が「いいえ」と回答する結果となった。定期的な保護者との個別面談以外にも、相談ができることを周知するとともに、日々の保護者との関わりの中で、職員の立ち振る舞いを再検証するなど、更なる取り組みが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今回の第三者評価を真摯に受け止め、今後も施設職員の理念の浸透・意識の統一を図り一貫した保育を行っていきます。また、子育て支援事業として地域の子育て支援をサポートする園独自の取り組みを行うと共に、利用保護者との更なる信頼関係が築けるよう園での取り組みを詳細に発信して参ります。

| 福祉サービス第三者評価項目(保育所)の評価結果 | | | | | | 標準項目 | | |
|-------------------------|--------|---|-------------------|-------------------|----|---|---|----------|
| 大 | 項目 | | 中項目 | 小項目 | | 項目 | | □未実施数 |
| | | 1 | 理念・基本方針 | 理念・基本方針の確立 | 1 | 理念や基本方針が明文化されている。 | 3 | |
| | | | | 理念・基本方針の周知 | 2 | 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | 3 | |
| | 归 | | シェッケウ | 古典31元1 千五四度の | 3 | 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | 3 | |
| | 福祉サービス | 2 | 計画の策定 | 事業計画と重要課題の 明確化 | 4 | 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が 明確化されている。 | 4 | |
| | | | | 計画の適正な策定 | 5 | 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定する に当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組み がある。 | 3 | |
| т. | の 基 | | 管理者の責任 とリーダーシッ | 管理者のリーダーシップ | 6 | 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り 組みに取り組み指導力を発揮している。 | 5 | |
| 1 | 本 | 4 | 人材の確保・養 | 人事管理体制の整備 | 7 | 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。 | 3 | |
| | 方針と組 | | 成 | | 8 | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、 職員評価が客観的な基準に基づいて行われている ている。 | 4 | |
| ź | 紀織 運営 | | | 職員の就業への配慮 | 9 | 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 5 | |
| | | | | 職員の質の向上への体 制整備 | 10 | 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。 | 5 | |
| | | | 利用者本位の 保育 | 利用者尊重の明示 | | 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修 を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重し ている。 | 4 | |
| | | | | | 12 | 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。 | 4 | |
| | | | | 利用者満足の向上 | 13 | 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。 | 4 | |
| | | | | 利用者意見の表明 | 14 | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。 | 4 | |
| | | | | 保育の質の向上への取り 組み | 15 | 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。 | 2 | 1 |
| | | | | 提供する保育の標準化 | 16 | 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を 作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見 直しを行っている。 | 4 | |
| | | | 保育の開始・継 続 | 保育の適切な開始 | 17 | 保育所利用に関する問合せや見学に対応してい る。 | 2 | |
| | 適 | | | | 18 | 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用 者に説明し、同意を得ている。 | 4 | |
| | 切な福 | 4 | 子どもの発達支 援 | 保育の計画及び評価 | 19 | 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程 が適切に編成されている。 | 3 | |
| п | 祉サ | | | | 20 | 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | 3 | |
| Π | l ビ | | | | 21 | 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。 | 5 | |
| | スの実 | | | | 22 | 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがな されている。 | 5 | |
| | 施 | | | | 23 | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | 5 | |
| | | | | | 24 | 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。 | 6 | |
| | | | | | | 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。 | 3 | |
| | | | | フロの歴史十二 | 26 | 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。 | 3 | |
| | | | | 子どもの健康支援 | 27 | 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握 し、健康増進に努めている。 | 3 | |
| | | | | A 本の#*** | | 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。 | 3 | ļ |
| | | _ | 左 夕答珊 | 食育の推進 | | 食育の推進に努めている。 | 5 | <u> </u> |
| | | ວ | 安全管理 | 環境と衛生 事故対策 | 30 | 環境及び衛生管理は適切に行われている。 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 いる。 | 3 | |
| | | | | 災害対策 | 32 | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切 に行われている。 | 5 | |
| | | 6 | 地域 | 地域子育て支援 | 33 | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | 5 | |
| | | | | | I | - - ∨ | | |

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

| | 評価項目 | 標準項目 | | | | | |
|------|-------------------|---|--|--|--|--|--|
| 1 | 理念や基本方針が明文化されている。 | ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。 | | | | | |
| / →- | | | | | | | |

(評価コメント)

理念・方針は事業計画・入園案内・配付リーフレット・ホームページなどに明記しており、経営理念のもと行動指針や社訓、保育理念からも目指す方向や使命が読み取れる内容となっている。保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながれらに持っている素晴らしい力を育むことの喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」と掲げている。子ども達を「未来の力」と位置づけ、将来社会に貢献し活躍できる存在となる為に、保育理念のもと、「・周りの人と関係を築く・周りの人の力になれる・周りの人に応援される」を保育方針とし取り組んでいる。「あい・あい」の名前は、子ども達に対する保護者と保育者二つの愛をあらわしており、家庭的であたたかい雰囲気の中で、一人ひとりの要求に耳を傾け、寄り添い、子ども達にとってもう一つの家になるようにとの願いが込められている。

2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。

- ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。
- ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。

(評価コメント)

入職時に法人独自で作成したマニュアル本「入社一年目の教科書」と「社史」を全職員に配付しており、それらを使って二泊三日のスタートアップ研修のなかで理念・方針についての詳しい説明が行われている。また、理念・方針は園内エントランスに掲示し、園行事の前や節目の時期には職員が皆同じ方向を向いて業務を行えるように、全員参加の職員会議で理念・方針の全文を唱和している。理念の言葉の意味を深掘りし、職員間での共有を図るとともに、今後の業務でどのように活かすのかを行動レベルに落とし、実行後の振り返りグループワークとして行って、理念に基づいた保育が実現できるように努めている。

3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。

- ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。
- ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。
- ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。

(評価コメント)

利用者への理念や保育方針の理解浸透に向けて、園見学の際にはリーフレットを使用し理念・方針の説明を行っている。入園前の全体説明会では、入園案内のパンフレットや重要事項説明書を基に改めて説明し、その後に行う個人面談の中では一人ひとりの質問や疑問に丁寧に答え、周知をはかっている。園だより・ホームページ等では、日常の保育に理念や保育方針をどのような形で取り入れているかを伝えるとともに、毎日更新されているブログでは保育活動や日常の子ども達の様子を報告している。また、子ども一人ひとりに対して成長の記録である『AIAIレポート』を年に2回作成し、保護者に渡して園の方針や取り組みについて周知している。

4 事業計画を作成し、計画達成のための重 要課題が明確化されている。

- ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。
- ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。
- ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。
- ■現状の反省から重要課題が明確にされている

(評価コメント)

首都圏・大阪でグループ園を展開している法人であり、事業計画は本部で作成されたものを基に、園長が園の状況や環境・職員の意向などを加味し現状に沿った内容のものを作成している。また、事業計画・保育計画は毎年更新しており、前年の実施状況の評価を行い、分析・反省から新たな重要課題が明確化された計画を作成している。園運営の基盤となる人材の確保については充足されていることから、今年度は保育の質の確保に向けて職員一人ひとりに担当を割り振り、それぞれが責任を持って担当業務を遂行できるよう取り組まれている。

施設の事業計画等、重要な課題や方針を 決定するに当たっては、職員と幹部職員と が話し合う仕組みがある。

- ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う 仕組みがある。
- ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
- ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。

(評価コメント)

千葉県で最多の施設運営を行っている法人であり、運営体制としてエリアごとのブロック体制を整えたうえで、各ブロックを統括する保育事業本部が本社に置かれている。各施設の状況は、本部にて社長・管理職が出席して毎月開催される目標会議において報告・共有され、現場の運営状況や、施設が抱える課題・要望を経営本部が的確に把握することで、地域性や利用者・職員の状況に寄り添った、事業計画の策定が行われている。また、円滑な園運営に向けて、本部の担当者が年に一回園を訪問し、計画の実施状況の把握や、整備すべき書類の確認、保育状況や保育環境等を、チェックリストを用いて監査している。また、日々の申し送りや職員会議を通じて把握された、園の重要課題に対しては、社会情勢の変化や近隣環境の変化などを踏まえた「園全体目標」を年度ごとに園で策定することで、解決すべき課題を明確化し、職員が一体となって、解決に向けた取り組みを推進できる体制となっている。

理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐 等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。

- ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。
- ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。
- ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。
- ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。
- ■評価が公平に出来るように工夫をしている。

(評価コメント)

園では理念の内容について、職員会議を通じて話し合いを行っており、テーマを決めた上で、園長がファシリテーターとなって小グループで議論することで、発言しやすく主体的に参画できる体制が取られている。また、リーダー会議を実施し、実際の子どもとの関わり方・考え方の中で、理念がどのように活かされているかを評価するとともに、今後の取り組みとして実践面に活かす方法が話し合われている。また、職員は業務に対して自己評価シートによる評価を行い、集計結果から問題点を把握して、改善のための具体的な検討を行うほか、階層ごとに、職員に期待する能力や行動を明確にした「キャリアパスフレーム」を整備して、習熟度合いに応じた個人別育成計画を策定している。外部研修や園内研修を実施することで、個々の能力や強みに応じた能力向上と、働き甲斐のある職場づくりが目指されている。働き方改革の実践を、数値目標を設定した園独自の目標として掲げ、定期的な達成度合いの確認や職員面談、実践を通じて、職員が働きやすい職場作りが目指されている。職員アンケートにおいても、職員間のコミュニケーションが良好であることや、安心して働ける職場であることが伺える回答が多数あり、職員が一丸となって子どもたちの健やかな成長を見守る職場環境が目指されている。園長や本部職員による個人面談に実施により、職場の人間関係の状況を組織として把握する体制となっており、職員の評価も一定の基準を設けて公平に出来るよう努めている。

7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。

- ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。
- ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。
- ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。

(評価コメント)

新入職員を対象とした二泊三日のスタートアップ研修が実施されており、保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修等を行っている。また、職員には行動指針や倫理・道徳などについて記載されているマニュアル本「入社一年目の教科書」と手帳型の「社史」を配布しているほか、理念や行動指針を含めた文章を施設内に掲示し、日常的に確認できるようにしている。法人には「コンプライアンス違反通報窓口」が設置されており、職員は匿名でも相談できるようになっている。虐待防止やプライバシー保護・個人情報の取り扱い方についてはマニュアルを用意しているほか、職員による不適切な対応が行われないようにeラーニングによる研修を実施し、全職員に周知徹底を図っている。

人事方針を策定し、人事を計画的・組織 8 的に行い、職員評価が客観的な基準に基 づいて行われているている。

- ■人材育成方針が明文化されている。
- ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。
- ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。
- ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。

(評価コメント)

法人で人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行っているほか、職務権限規定等を作成し、役職者を含む職員の役割と権限を明確にしている。また、個人別育成計画により法人での研修受講など職員個々のスキルアップを図っている。人事考課については職員面談の際に、自己評価の内容と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、職員に対して説明責任を果たしている。職員の異動・配置等については、本部が計画的に進める体制となっている。

事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。

- ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている
- ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て 実行している。
- ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。
- ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。

(評価コメント)

職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、各保育所の事務的な負担を軽減している。勤務状況については園長が毎月法人労務課へ報告しており、時間外勤務などの確認を行っている。勤務体制はシフト制となっている。有給休暇の取得については職員の希望日で消化できるよう努めており、職員配置に問題がないことを確認して園長が承認している。また、働きやすさや働きがいについて相談しやすい環境づくりを心がけており、新卒の職員には専属の先輩職員をお世話係として配置し、相談しやすいよう定期的に面談を行っているほか、園長・本部による個人面談を実施し、職員の意向・意見の把握に取り組んでいる。

職員の教育・研修に関する基本方針が明 10 示され、研修計画を立て人材育成に取り 組んでいる。

- ■中長期の人材育成計画がある。
- ■職種別、役割別に能力基準を明示している。
- ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。
- ■個別育成計画・目標を明確にしている。
- ■OJTの仕組みを明確にしている。

(評価コメント)

「自らを世界に貢献できる人間へと向上させること」を職員の行動指針として掲げ、人材育成に取り組んでいる。職員一人ひとりにキャリアアップのための個人別育成計画が作成されており、それを基に研修計画が立てられ、法人主催のキャリアアップ研修への参加を通じて、経験年数や役割に応じたスキルアップが図れる体制となっている。年度単位の計画の作成にあたっては上長との個人面談で、自己評価が反映された納得のいく課題・目標が設定されている。自治体主催の研修など、外部研修の開催情報はファイルに整理されており、職員が個々の目標や希望・関心にあわせて選択できる体制としているほか、法人の内部研修やE-ラーニングによる学び、シフトの調整や研修費用の補助など、個々の状況に合わせて、無理なく主体的に学びを深めることができる環境作りを行っている。研修参加後は、会議や園内研修で研修内容を報告し共有することで、個々の学びを園全体の力として保育の質の向上と、専門性の向上が目指されている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、新卒社員の一人ひとりに対して先輩社員を専任の教育担当者として位置づけ、きめ細かく指導・育成する環境を整備している。定期的なミーティング(10n1)を実施しながら仕事における問題解決のサポートだけでなく、仕事以外の相談事や悩みも共有し、社会人一年目のハードルを乗り越えると共に、新卒社員・教育担当相互の成長と、保育の質の向上に繋げている。

施設の全職員を対象とした権利擁護に関 11 する研修を行い、子どもの権利を守り、個 人の意思を尊重している。

- ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。
- ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。
- ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。
- ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。

(評価コメント)

保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益に配慮した保育環境を提供することとし、職員は法の基本方針や児童権利宣言についての外部研修を受講しているほか、人権擁護の為のチェックリストを活用し自身の言動などを振り返る園内研修を行ったり、日常の保育の中でも、職員同士で疑いがある際には、すぐに施設長に報告相談するよう周知している。また、虐待となる行為についてマニュアルで詳しく説明しているほか、家庭での虐待の疑いがある際は、記録を取り、自治体と児童相談所に通報し、関係機関と連携しながら対応する体制が整えられている。

12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。

- ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業 所等内に掲示し実行している。
- ■個人情報の利用目的を明示している。
- ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。
- ■職員(実習生、ボランテイア含む)に研修等により周知徹底している。

(評価コメント)

個人情報保護規定を定め、本人からの開示の要求に対応する事としており、保護者には入園案内・重要事項説明書にて、個人情報を保護者の同意を得ずに第三者に提供しないことを記述し、入園説明会の際に説明をして同意を得ている。更に園だよりなどにも掲載する事で保護者への周知を図っている。また、個人情報の利用目的のみでなく、ブログ等に掲載する写真についても入所時に説明を行い、必ず承諾を得るよう努めている。職員に対しても、スタートアップ研修で個人情報保護の研修を行い理解浸透に取り組んでいるほか、個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底が図られている。実習生やボランティアに関しても、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行い承諾書の提出をして頂いている。

13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。

- ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。
- ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。
- ■利用者·家族が要望·苦情が言いやすい雰囲気を作っている。
- ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応目の記録がある。

(評価コメント)

子ども及び利用者満足度を重視する考えから、運動会や発表会、あい・あい祭りなど、保護者が参加する行事の後にはアンケート調査を実施している。アンケートの内容は、集計して職員で共有するほか、要望点や改善点については、翌年度の行事計画やイベントの内容に反映することで、保護者・保育者の2つの愛で子どもの成長を育むという、組織の方針の実現が目指されている。また、保育参観を実施し、園での日常的な保育の取り組みを見てもらうだけでなく、子どもと一緒に活動する保育参加の機会にもなっている。保育参観の後には懇談会を実施し、園に対する保護者の意見・要望や、クラスでの活動内容の説明を行うほか、保護者の意向や要望、家での課題点などを話せる場とすることで、保護者同士の交流の場の創出と、利用者に寄り添った園の運営が目指されている。日々の登降園時においても、職員から進んで笑顔であいさつをするとともに、連絡ノートや口頭での申し送りを通じて、保護者との信頼関係のもと、相談しやすい雰囲気作りに努めている。育児について不安や相談がある場合は、定期的な個人面談以外でも、個別に相談できる機会を作っており、育児不安や悩みの解消と保護者に寄り添った園の運営が目指されている。

■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明 し周知徹底を図っている。

■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。

- ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。
- ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。

(評価コメント)

苦情解決制度を導入・明示しており、苦情申し出の方法をフローチャートにした文書を作成し、玄関へ掲示するとともに、入園時に配付する入園案内や重要事項説明書にも掲載して、入園説明会において、資料を基に丁寧な説明がなされている。苦情の受付体制は、主任保育士・各担任保育士を苦情相談受付担当者とし、園長を苦情解決責任者としているほか、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員も設置している。また、本部に相談窓口を設け、保護者がいつでも連絡できるよう法人宛の葉書の設置も行われている。

相談・苦情マニュアルには「苦情は利用者の権利を擁護する重要な要素である」という、法人の考え方が示されており、苦情をサービス向上の契機としてとらえて、要因の分析や再発防止策の検討を行い、積極的に向き合うことで、利用者本位のサービス構築が目指されている。また、新人職員に向けては、独自のマニュアル本である「入社一年目の教科書」の中で、具体的なクレームの事例と、発生要因・対応方法の具体例が示されており、組織として、利用者の意見に向き合い、理念を軸としたサービス向上を目指す取り組みが行われている。

保育内容について、自己評価を行い課題 35 発見し改善に努め、保育の質の向上を 図っている。

14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある

- ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。
- ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。
- □自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を 果たしている。

(評価コメント)

提供している保育が、保育理念を軸とした、より質の高いものとしていくために、日々のミーティングやリーダー会議・職員会議を通じて、保育内容についての振り返りを行うほか、「保育内容等の自己評価」を活用した職員の自己評価を年2回実施している。また、法人の相互育成制度の一環で、年度初めに職員の行動レベルでの保育の質の向上目標を立てて、年4回実施する園長との個人面談を通じて、達成度合いを多角的に評価するとともに、必要に応じて個人別の研修計画に反映することで、保育の質の向上と、人材の育成に繋げている。また、法人内監査を行うことでマネジメントを含む園全体の評価を行うことで、課題点を明確化し、改善に向けて組織全体で取り組んでいる。

提供する保育の標準的実施方法のマニュ 16 アル等を作成し、また日常の改善を踏まえ てマニュアルの見直しを行っている。

- ■業務の基本や手順が明確になっている。
- ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。
- ■マニュアル見直しを定期的に実施している。
- ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。

(評価コメント)

日常の保育業務、職場のルールなどが明確に示されているマニュアルが事務所に設置されており、現場の状況や季節に合わせて必要なマニュアルは読み返し実際の保育に不安なく当たることが出来るようにしている。職員が日常の業務においてわからない事項があった場合にも、マニュアルに記載されている内容を確認する等の活用が図られている。マニュアルは法人全体で作成されるが、法人の会議で施設長が現場の状況を報告し、マニュアルに改善点があれば伝えるようにしている。また、園独自のルールは年度初めのオリエンテーションで読み合わせ周知が図られている。

17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。

- ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。
- ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。

(評価コメント)

園見学については行政にも伝えているほか、ホームページにも、入園前の相談や園内見学が可能であることが明示され、実際に入園を希望する場合の、申請の流れや手順が明記されている。園の見学は、電話での申し込みを基本として、希望者の都合に合わせて随時行っている。見学時は、園全体を把握している施設長又は主任が対応し、リーフレットを使って園の理念や運営方針を実際の保育場面を見ながら伝えており、日頃の子育ての不安や入園にあたっての心配事などにも、丁寧に対応できる体制としている。園の特色である、英語保育や体操保育、学習プログラムなどについても、見学時に説明し、質問事項があった場合には、その場で答えるようにしている。

8 保育の開始に当たり、保育方針や保育内 容等を利用者に説明し、同意を得ている。

- ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。
- ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。
- ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。
- ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。

(評価コメント)

入園前説明会では、入園案内、重要事項説明書が保護者に配布され、記載されている保育理念や保育内容、年間行事、日課について説明を行っている。特に入園案内については、分かりやすい情報提供を心掛けおり、カラー印刷で写真やイラストなどを多用しているほか、子どもの健康管理やアレルギーなどの給食対応、災害時の安全管理など、園の利用にあたっての留意事項についても明記することで、内容が理解しやすいものとなっている。説明後、保護者と契約を取り交わしたうえで、保育内容に関する同意書に署名捺印をいただいている。また、個別面接を行い、保護者に意向確認をして面談表、児童票に記録している。

19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。

- ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。
- ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。
- ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。

(評価コメント)

法人によって保育所保育指針をもとに、全体的な計画が作られ、その内容は職員会議によって全職員に周知されている。また、全体的な計画をもとにして、年間指導計画、月案、週案などを職員全体が関わって立案している。保護者支援や地域交流についても、それぞれ計画が立案されている。計画については、実践状況についての検証を行い、今後の計画の立案に活かすべく、年度末に時間を取って振り返りを行い、その内容を職員間で共通理解する取り組みが行われている。

保育課程に基づき具体的な指導計画が適 20 切に設定され、実践を振り返り改善に努め ている。

- ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。
- ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。
- ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。
- ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。
- ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。

(評価コメント)

全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。保育計画については、月案は月ごと、週案は週ごとにそれぞれ、実践内容の振り返りを行い、個々の子どもの様子や保護者支援、保育環境についても検討を行っている。また、会議では、次月の保育内容を確認するほか、各クラスの取り組みを確認し共有することで、担任に関わらず、各職員が園児全体のことを把握し、個々に応じた保育が提供できる体制作りが目指されている。月案については、季節感を含む環境面も含めた検討が行われ、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んでいる。子供一人ひとりの発達過程については、乳児は月ごと、幼時は年間3期で振り返り状況を記録し、必要に応じてカンファレンスを行っている。長期的な指導計画については、期ごとに実践内容について評価するとともに、必要に応じて改善に努めている。

21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。

- ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。
- ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されてい
- ■好きな遊びができる場所が用意されている。
- ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。
- ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。

(評価コメント)

各クラスともに、目線と合う棚に玩具を設置し、自由に好きな玩具を取り出せるようにすることで、興味のある遊びを自ら選択し、遊びこめるよう配慮するとともに、玩具や教具の種類や内容を、子どもの様子や発達に応じて適宜見直し、入れ替えや追加を行っている。0歳・1歳児は、保育室に大型のマットを設置することで、子どもが日々の生活の中で、安心して身体を動かし、座位保持やバランス感覚など必要な動作を身につけられる環境になっているほか、指先を使う玩具や音のでる玩具など、発達段階に即した玩具などを用意することで、動と静の遊びを分ける環境構成になっている。幼児は、ままごとコーナーや製作コーナー、絵本コーナー、ブロックコーナーなど、コーナーを設置することで、遊びこめる空間とした上で、それぞれのコーナーだけで遊びを完結させることなく、お友達同士の関係を広げ、興味や関心の幅を広げるような関わりを、保育士が行っている。また、幼児向けには、時計のイラストを使用した「日課」を室内に掲示することで、見通しを持って自発的に活動ができるような取り組みを行っている。子どもへの保育士の声掛けについても、指導的な言葉かけを行わず、肯定語を基本とした声掛けを行うことで、個々を尊重し、子どもの言葉を引き出すような関わりが目指されている。

22 身近な自然や地域社会と関われるような 取組みがなされている。

- ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。
- ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。
- ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
- ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。

(評価コメント)

子どもが自然物や動植物に接する機会を作るため、園庭の畑で夏野菜の栽培や稲の栽培を行っており、成長の様子を観察したり、収穫する機会を作っている。地域との関わりとして、散歩に出かけた際に、住民と挨拶を交わしているほか、自然豊かな公園に出かけ、木登りや、季節の花々・昆虫等の観察をすることで、身近な自然に触れたり関わる機会を設けている。また、交通安全教室や、消防署見学、消防車の体験、地域住民の協力により実施している秋の芋ほりなど、地域の社会資源の関わりを通じて、子どもが経験の幅を広げる取り組みを行っている。5歳児は公共交通機関を利用した遠足を実施しており、行き先は、子どもの意見を聞いて決めることで、子どもが地域や社会に関心を持ち、主体的に参加できる体制づくりが目指されている。お散歩のルートは、車両の通行状況や歩道の有無など、ルート上の安全性を事前に検証して設定しており、お散歩時は、横断旗や急な危険を知らせる笛を保育士が携帯することで、安全面にも配慮している。

23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。

- ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。
- ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士 で解決するように援助している。
- ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。
- ■異年齢の子どもの交流が行われている。

(評価コメント)

「人間関係の向上」を園の向上目標として掲げ、園での生活や活動を通じて、子ども同士が相互の関わりを通じて、お友だちとの関係を築き、「未来の力」として将来社会に貢献し、活躍できる存在になることを目指している。子ども同士のトラブルに対しては、年齢に応じて保育士が仲立ちとなってお互いの心情をくみ取りながら丁寧に解決するほか、幼児については子ども同士で考えて話し合いを通じて解決できるように、見守ることも大切にしている。幼児クラスは、お当番活動の内容を自分たちで考え、お当番としての役割を果たしていく中で、見通しをもった主体的な行動を育むとともに、最後までやり遂げることによる喜びや責任感、お友達と協力することの大切さなど、人間力の育成が目指されている。小さいクラスの子どもについても、縦割り保育のなかで、お手伝いしたい気持ちを認め、誰かの役に立つことに喜びを感じられるように配慮している。朝夕の合同保育時間や生活全般において、異年齢での交流を取り入れており、相互の育ちあいを通じて、ルールや生活習慣などが自然と身に着く環境になっている。

24 特別な配慮を必要とする子どもの保育

- ■子ども同士の関わりに対して配慮している。
- ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。
- ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。
- ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。

(評価コメント)

子どもたち一人ひとりの発達段階や興味・関心・意欲などにあわせた保育の実践を目指して、少人数制保育を取り入れている。保育士は、子ども一人ひとりを正確に把握するために、個人別発達記録を用いて、それぞれの発達過程の詳細を記録している。また、職員会議や昼礼・カンファレンスを通じて、担当クラス以外の子どもの発達の情報も共有することで、園全体で子どもの成長を見守る体制となっている。特別な配慮を必要とする子どもの保育をする際は、保育士を多く配置し、専門機関と連携して専門家による巡回指導を受けるほか、担当保育士が、障害児保育に関する専門研修を受講することで、個々の特性にあわせた丁寧な保育を行う配慮をしている。また、保護者の育児に関する不安等に向き合うため、年に1度は必ず個人面談を実施するとともに、日々の送り迎えでの申送りや、必要に応じて面談の機会も作るようにしている。

25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。

- ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。
- ■担当職員の研修が行われている。
- ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。

(評価コメント)

長時間にわたる保育に対しては、水分補給を適宜行うとともに、低年齢児や体調・疲労の度合いなど、必要に応じてマットを用意することで、子どもが安心・安定して過ごせる環境づくりをしている。また、利用する子どもの興味や関心に応じた玩具や絵本を用意することで、長時間の利用でも子どもが飽きることなく過ごせる配慮がなされている。担当する保育士は、シフト制により全職員が関わる体制になっているほか、日頃から、全職員がすべての園児の情報を共有していることで、延長保育においても、個々の状態にあわせた保育の提供が可能な体制となっている。日中保育から延長保育への引き継ぎは、日中の様子を記載した保育日誌や延長保育日誌・口頭によるほか、翌朝の職員への引き継ぎについても保育日誌や延長保育日誌による書面で行われており、適切な保育者間での引き継ぎにより、安定して過ごせる配慮を行っている。保護者に対しても、連絡ノートやお迎え時の申し送りにより、子どもの様子を的確に伝えており、家庭生活との連続性に配慮されている。

■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などにつ いて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録 されている。

家庭及び関係機関との連携が十分図られ

- ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司 に報告されている。
- ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や 相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、 保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付してい

(評価コメント)

ている。

26

子ども一人ひとりの心身健やかな成長と発達を支える上で、保護者との連携や家庭生活との連続性を重要な要素としており、朝の 受け入れ時には、保護者に子どもの家庭での様子を保護者に確認している。お迎えの時は、連絡ノートや口頭により園での様子を 伝え、情報交換を密に行っている。また、口頭や書面では伝わりにくい、実際の子どもたちの表情や、園での様子を伝える手段とし て、ブログを活用しており、給食のメニューや、クラスの様子などを毎日写真付きで更新している。個人面談は年1回以上行い、保護 者からの相談に応じているほか、子どもの成長の記録を保護者と共有することを目的として、子ども一人ひとりと保育士との関わり や、子どもの成長過程を記録した、独自の「AIAIレポート」を作成し、9月・3月に保護者に報告している。また、保育参観を年1回開 催し、実際に保育の見学や参加を通じて、子どもの成長や日頃の園の取り組みを感じ、保護者同士の交流も図られるようにしてい る。就学に向けては、年長児が近隣小学校に出向き、1年生クラスの生活科の授業を体験したり、学校内の見学を行うことで、子ども が就学後のイメージと、期待感を持って、学校生活に円滑に進めるようてるよう配慮している。年長クラスの担任は、市主催の幼保小 連携の研修に参加し、教員と直接情報交換や交流を図るとともに、学校見学も行っている。また、保育園での子ども一人ひとりの発達の状況や、指導の過程・成長を記録した、保育要録を作成して、就学予定の小学校に送付することで、小学校での教育がスムー ズに進められるようにしている。

子どもの健康状態、発育、発達状態が適 切に把握し、健康増進に努めている。。

- ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記 録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。
- ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観 察し、記録している。
- ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合に は、所長に報告し継続観察を行い記録している。

(評価コメント)

子どもの健康状態、発育、発達状態が把握できるように、嘱託医による年2回の内科検診と歯科医による年1回の歯科検診を行って いる。健診の際は、事前に保護者から気になることや、医師に相談したいことを明記してもらうことで、家庭との連携にも配慮するとと もに、医師による回答を、保育士が保護者に伝える体制となっている。また毎月、身体測定を行い、乳幼児(3ヶ月?5歳)の発育状態 の程度を表すカウブ指数を把握することで、子どもの成長度合いを記録し、年度末には成長記録のグラフにして保護者に配布して いる。登園時及び午睡後に検温を行い、保育日誌にその内容を記録している。子どもの様子を見て気になる事項があった場合に は、不適切な養育の兆候や虐待の有無も含めて、保育日誌に記載するほか、必要に応じて専門機関に報告するなどの対応を行っ ている。

感染症、疾病等の対応は適切に行われて 28 いる。

- ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、 保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適 切な処置を行っている。
- ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、 必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護 者や全職員に連絡し、協力を求めている。
- ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等 を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。

(評価コメント)

保育中に体調不良や傷害が発生した場合に備えて、横になれるマットや救急用の薬品を用意している。体調不良や怪我が発生し た場合は、状態に合わせて適切な処置をするとともに、保護者への連絡や、必要に応じて嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談 することで、適切な処置を行っている。午睡の際には、乳幼児突然死症候群(SIDS)を予防する観点から、担任保育者が定期的に 午睡チェックを行っており、その内容を、チェックシートに記載することで記録・共有している。感染症への対策として、各感染症の感 染経路や潜伏期間、園での対応や主要な症状などを、写真付きで示した「感染症マニュアル」を整備しており、事前の対策や発生 時の対応を職員の共通認識とすることで、感染症の発生予防に努めている。感染症が発生した場合は、その内容について玄関の ホワイトボードに掲示して、保護者に情報提供を行うとともに、流行の拡大を防ぐための協力を依頼している。

- ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に 努めている。
- ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。
- ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の 状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応してい ス
- ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい 注意が行われている。
- ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。

(評価コメント)

29 食育の推進に努めている。

「楽しみながら、興味を持って食べる子」を園の食育のコンセプトとして掲げ、食を営む力の基礎を培うことを目的とした、1歳から5歳児までの食育プログラムを年間計画を立てて実施している。食育プログラムは、1年を4期に分けて、子どもの興味や関心・季節に応じた内容が盛り込まれており、園庭の畑での、きゅうりやトマト、じゃがいも、ナスなどの夏野菜を栽培・収穫や、稲を種から干して栽培・収穫するなど、自然の恵みである食材を、楽しみながら体験を通じて感じることができるように配慮している。幼児は、収穫した野菜を使用した、ニョッキ作り体験や、トッピングピザ、すいとん汁作り、カレーパーティなど、参加型のクッキング体験を行うことで、食べ物への関心を高め、作る人や自然の恵みに対する感謝の気持ちを育む取り組みを行っている。また、クッキングの過程においては、調理するだけでなくなぜ手洗いをしなければならないのかという、衛生教育も絡めながら実施している。提供している食事は栄養士・調理士・委託業者によって推進されており、毎月給食会議を開催して、子ども一人ひとりの喫食状況を踏まえた、楽しい食事提供が心がけられている。食物アレルギーに対しては、除去又は代替食で対応しており、対応マニュアルを整備し、保護者・栄養士・調理士・保育士が連携して、トレーによる提供を行うことで、誤飲・誤食がないよう務めている。

30 環境及び衛生管理は適切に行われている。

- ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。
- ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。
- ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。

(評価コメント)

子ども達にとっての「もう一つの家」をコンセプトして掲げ、家庭的な雰囲気を大切にした環境作りがなされている。常に過ごしやすい環境で保育が行えるように、各部屋には、冷暖房及び空気清浄機、加湿器を設置し、厚生省により定められた「保育所における感染症ガイドライン」に基づき、夏は室温26度~28度、冬は20度~23度、湿度は60%を保つよう適切な管理を行っている。冬季は床暖房も稼働することで、子どもたちは、1年を通じて裸足で健康的に過ごすことができている。乳児室には、自然光が取り入れられる、天窓も設置されている。衛生管理は、職員が毎日チェックリストに則って清掃を行っている他、保育室・共用部も次亜塩素酸消毒を使用し毎日消毒作業が行われている。また、子どもたちが使う玩具、とくに乳児に関しては口に入れても大丈夫なように毎日消毒し、充分な衛生管理を行っている。遊んだ後の手洗い・うがいは習慣として身につけられるようにしているほか、食後の歯磨きについては、市の保健師による歯磨き指導を受けることで、歯磨きをすることの意味を理解し、日課のなかで進んで取り組めるように配慮している。

31 事故発生時及び事故防止対策は適切に 行われている。

- ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。
- ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。
- ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。
- ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。

(評価コメント)

事故対応マニュアルが整備されており、全職員への周知が図られ、慌てることなく適切な対応が取れるよう取り組んでいる。設備や遊具については、安全点検表をもとに担当者が毎月確認する他、園庭についても危険なものが落ちていないかチェックリストを用いて日々点検が行われている。破損や危険箇所等を発見した際は、都度報告がなされ、対応が取られている。また、散歩に出かける際は、必ず園外散歩記録に記し横断旗や笛を持って出かけている。子どもが怪我をした場合については、事故報告書を本社と自治体に提出するほか、職員会議にて全職員で共有し、改善策・防止対策の話し合いを行い同様の事故が起きないよう取り組まれている。各園で発生したヒヤリハットは本部で集計され、毎月行われているエリア会議の中での報告がなされており、自園での活用・対策に繋げられるよう取り組んでいる。

32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。

- ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。
- ■定期的に避難訓練を実施している。
- ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。
- ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。

(評価コメント)

非常災害時に備え避難訓練計画を作成し、毎月一回地震・水害・風雨・火災など様々な状況下を想定して避難訓練を行なっているほか、年に二回消防署立会いの訓練も行われており、第一避難場所、第二避難所までの避難を想定し全園児で歩いて移動する訓練なども実施されている。その際、職員はそれぞれの役割分担に基づき、非難時の連携等の確認にも努めている。また、災害時、長時間子どもを園内で保護する状況を想定し用意されている備蓄品に関しては、定期的な確認を行い安心・安全確保のための体制を整えている。災害時には各家庭への連絡手段として一斉メールで通知する事を入園時に伝えており、保護者にはメールの登録をして頂いている。また、実際に保育時間に地震があった場合はブログに状況を上げている。今後は近隣住民と連携した避難訓練の実施や事業継続計画(BCP)の作成を行うことで、より安全に対しての配慮を進める意向を持っている。

33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。

- ■地域の子育てニーズを把握している。
- ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。
- ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。
- ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。
- ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。

(評価コメント)

日常的なお散歩や、地域の民生委員との連携、近隣小学校との連携を通じて、地域との交流を図っている。現在は入園希望や見学希望者に対して、園長や主任による育児相談などの対応を可能な範囲で実施しているほか、園長・主任・民生委員・保護者の代表で構成される、運営委員会を定期的に開催して、園の状況報告と、地域ニーズの把握に努めている。また、市の園長会議への参加を通じて、行政や近隣の他園から子育て情報を収集し、必要に応じて職員会議を通じて周知することで、地域の状況を園全体で共有している。町内会のお祭りでは、園のスペースを開放するとともに、園のエントランスに、市の保育園のガイドブックや子育て情報誌などを設置することで、子育てに関する情報の提供に努めている。